

平成16年 第1回臨時会

厚岸町議会会議録

平成16年2月18日開会

平成16年2月18日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成16年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録			
招 集 期 日		平成16年2月18日	
招 集 場 所		厚岸町 議場	
開催日時	開 会	平成16年2月18日 10時00分	
	散 会	平成16年2月18日 14時47分	

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	×
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	鹿 野 昇	×
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員 16名 欠席議員 2名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議 事 係 長	高 橋 政 一
--------	---------	---------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 育 長	富 澤 泰
助 役	大 沼 隆	教 育 委 員 会 管 理 課 長	柿 崎 修 一
収 入 役	黒 田 庄 司	教 育 委 員 会 体 育 振 興 課 長	大 野 繁 嗣
総 務 課 長	田 辺 正 保	水 道 課 長	山 崎 國 雄
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔
ま ち づ く り 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 施 設 長	玉 田 勝 幸
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 育 委 員 会 管 理 課 長 補 佐	米 内 山 法 敏
町 民 課 長	久 保 一 將	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 次 長	三 浦 美 明
保 健 福 祉 課 長	大 平 裕 一		
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴		
建 設 課 長	北 村 誠		

1. 会議録署名議員

1 1 番	岩 谷 議 員	1 2 番	谷 口 議 員
-------	---------	-------	---------

1. 会 期

2 月 1 8 日 から 2 月 1 8 日 までの 1 日 間 （休 会 日 な し）

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成 1 6 年厚岸町議会第 1 回臨時会議事日程

平成 1 6 年 2 月 1 8 日
午前 1 0 時 開 議

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	陳 情 第 3 号	山村特対事業のかき中間育成施設設置事業等の推進についての陳情書 (産業建設常任委員会審査報告)
5	議 案 第 1 0 0 号 議 案 第 1 0 1 号 議 案 第 1 0 2 号 議 案 第 1 0 3 号 議 案 第 1 0 5 号 議 案 第 1 0 6 号 議 案 第 1 0 7 号	厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 火葬場条例の一部を改正する条例の制定について 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について 厚岸町長寿祝金条例の制定について (条例改正等に関する調査特別委員会審査報告)
6	議 案 第 1 号	財産の取得について
7	議 案 第 2 号	公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例の制定について
8	議 案 第 3 号	平成15年度厚岸町一般会計補正予算
9	議 案 第 4 号	平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
10	議 案 第 5 号	平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算

議 長 ただいまから、平成16年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時00分)

議 長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番岩谷議員、12番谷口議員を指名いたします。

議 長 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。

議 長 9番、松岡委員長。

9番 本日、午前9時より第2回議会運営委員会を開会し、本臨時会の議事運営について審議いたしました結果、各委員会から予定される案件、陳情第3号、先の産業建設常任委員会に付託しておりました、山村特対事業のカキ中間育成設置事業の審査については、その審査結果が報告されます。

つぎに、議案第100号から107号までは、条例改正等に関する調査特別委員会に付託しておりましたところ、その審査結果が本日報告されます。

町長提案の議件につきましては、第1号、財産の取得、第2号、条例の制定、公共団体に派遣する職員の条例であります。

予算案は3件であります。いずれも本会議で審議することに決定しました。

次に会期ですが、本日一日とすることに決定いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期はただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議 長 日程第4、陳情第3号、山村特対事業のカキ中間育成施設設置事業等の推進についてを議題といたします。

本件につきましては、平成15年12月15日開催の第4回定例会において、産業建設常任委員会に付託し閉会中の継続審査を求めていたところ今般、審査結果の報告が委員長からなされております。委員長からの報告を求めます。4番小

澤委員長。

4 番 ご報告申し上げます。平成15年12月15日開催の第4回定例会において、付託された、陳情第3号、山村特対事業のカキ中間育成施設設置事業等の推進についての陳情書の審査につきましては、平成16年1月22日、本委員会を開催し、理事者からの詳細な説明を受け、各委員の質疑を行い慎重に審査の結果、採択すべきものと決しましたのでここにご報告申し上げます。以上、審査報告いたします。

議 長 お諮りいたします。委員長の報告は採択であります。
 委員長に対する質疑討論を省略し、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択されました。

議 長 日程第5、議案第100号、厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第107号、厚岸町長寿祝い金条例の制定についてまで、一括議題といたします。

 本7件の審査については、条例改正等に関する調査特別委員会を設置しこれに付託し、審査を求めているところ今般、審査結果が委員長からなされております。

 委員長からの報告を求めます。1 番 室崎委員長

1 番 ご報告申し上げます。平成15年12月16日、第4回定例会において条例改正等に関する調査特別委員会に付託されました、議案第100号、厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてほか6件の審査につきましては、平成16年1月15日、22日、29日、2月5日、10日、12日に本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、かつ各委員による質疑を行い、慎重に審査した結果、いずれも原案を可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 はじめに議案第100号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

 委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

 （「異議あり」の声）

議 長 ご異議があるようなので、討論ありますか。
 これより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。14番

14番 議案第100号 証明等手数料条例の制定についての採決にあたって反対の討論を行うものであります。

 引き上げの理由は、昭和44年以降引き上げを行っていない管内1市9ヶ町村

中、厚岸町が200円であるにもかかわらず、300円以上の町が3町出現した。さらに、手数料引き上げによる財源捻出効果を図ることの3点になっております。引き上げ算定基準は、証明等の事務における平均的な消耗品、人件費に要する費用となるが、ほとんど管内各町村の手数料との比較で値上げが行われる内容であります。

この結果、平成14年度ベースで改定案の財源捻出額は180万1,000円となっており、これによって事務執行にかかる負担財源が軽減され、財源捻出効果が図られるとうたいあげております。

平成14年度の実績1万5,579件で収入増分を見れば、1件あたりの引き上げは115円60銭、大きな負担増ではないとの理事者のお考えでありましょうが、今回の7件の引き上げの見直しが、国保の来年度分を入れて1億8,268万8,000円で、その一翼を担うことを考えれば軽視できない負担増になると考えざるを得ないわけであります。

よって私は、議案第100号について反対の討論をいたしました。議員の皆さんのご賛同を是非賜りますようお願い申し上げる次第であります。

議 長 次に、原案に賛成者の討論を行います。15番

15番 議案第100号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の立場で討論いたします。

本条例につきましては、昭和44年に制定して以来、未改正になっているもので手数料の改定により見直しを図ろうとするものであります。

この改定をすることにより、財源捻出効果は約180万円となるもので、このことにより事務執行にかかる負担財源が少しでも軽減されることになり、項目も戸籍及び住民関係手数料交付等であり、管内町村の状況は適切見直しをしており、厚岸町は低い状態であります。よって改正議案に賛成するものであります。以上であります。

議 長 他に討論ありませんか。
以上で討論を終わります。これより起立により採決いたします。
お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第101号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑等論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声)

議 長 これより討論を行います。まず原案に反対者の討論を行います。14番 田宮議員。

議案第101号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の厚岸町での加入所帯は2,516世帯、全所帯の56%。加入者数は6,134人、全人口の50%を占めているわけであります。

内容を見ますと法定で保険税が減額される所帯は、1,102所帯、43.8%。年間所得103万円以下の所帯は42%、1,063所帯。無職所帯は16.1%を占め405所帯となっております。

今回の引き上げ額は、応納で所得割6.5%が8.6%に引き上げられるわけであります。さらに、平成17年度は10.6%を予定しております。

応益割では均等割が現在23,000円から27,000円に、さらに平成17年度は30,000円に引き上げを予定しているわけであります。

次に応益割である平等割りは現在32,000円ですが、平成16年度は37,000円に5,000円引き上げ、17年度には42,000円を予定しておられます。

平成11年、応納、応益の割合を50対50にして以来の大幅な値上げであります。所得平均を見ますと、国保の年間所得の平均は185万円。政府管掌保険は244万円。組合健保については380万円。国保は低くなっているわけであります。

さらに保険税の所得に占める割合は、国保で9.1%、政府管掌健康保険で6.1%、組合健保で4.2%、国保は組合健保の2倍の負担ということになっております。

公務員共済との比較を調べていただきました。その結果保険税はちょうど2倍の掛け金になっております。

保険の給付サービスでは国保では葬祭費、出産一時金がありますが、他の健康保険や共済のように傷病で休んだ場合、賃金の60%が保障され安心して療養できる。この様な制度はないわけであります。

国民健康保険には規定はありますが、まさに空文になっているわけであります。

国民健康保険法第1条は、国民健康保険が社会保障であることを謳っております。第4条では国の責任を明示しています。ところが1984年以降、国庫補助金を大幅に減額したのを手始めに、次々と国庫補助を削減されております。

厚岸町はこれまで一般会計からの繰り入れで国民健康保険を支えてまいりました。地方交付税の削減など、国の構造改革で町の財政も苦しくなった。今回は繰入金で町民負担に置き換えるものになりました。

応益割の上昇は、低所得者を直撃いたします。しかし今回は中間層の年間所得400万円も大幅な値上げで、中間所得層にとっても過酷な値上げになっているわけであります。

私は、町長はまさに苦渋の決断をされたというふうに考えております。全国町村会は、かつて国保の収納低下によって生じる歳入欠陥については全額国費による補てんをすることを求め、さらに将来にわたって国民が安心して必要な医療を享受するためには、負担と給付の格差を是正し、すべての国民に通じた医療保険制度の一本化を国の責任において早急に実現することを提言し、これらの改革が進められない場合は保険者の立場を国に返上するといった決断をせざるを得ないとまで発言をしているわけであります。

国保財政の今日は、被保険者である町民のせいでも保険者である町の責任でもない。保健医療制度という大きな枠組みのところで国が国庫負担をできるだ

け削減しようという意図を持って政策展開しているところに第一義的な問題があると考えております。

しかし町民にとって見れば、値上げの火の粉が現実而降りかかるわけであります。しかも新年度だけではなくて、平成17年度も既に路線が引かれ、18年度以降、毎年値上げの可能性すら示唆しております。

長年の不況に加え、国による負担の増加に給付の削減。町民の暮らしや経営は、困難を極めているわけであります。町民負担以外の打開策によるべきと私は考えており、今回のこの大幅な引き上げについて反対せざるを得ないわけであります。以上で反対討論を終わりますが、議員の皆さんのご賛同を心からお願いを申し上げる次第であります。

議 長

次に原案に賛成者の発言を許します。4番小澤議員

4 番

私は議案第101号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論を行います。

厚岸町国民健康保険事業は、町が保険者となり、加入被保険者の医療費や出産・死亡などの各種給付を行っているものであり、こうした給付の相互扶助制度として、事業運営の安定が求められるものであります。

平成14年度までは、一般会計からの繰入支援を受けながら、歳入不足を補ってきたところでありますが、財政改革プログラムで示されているとおり、急激な財政事情の悪化により、一般会計からの国保特別会計支援を圧縮しなければならないという背景は、国保事業としては非常に厳しい内容ではありますが、今後の事業の安定をめざすためにも真剣に受け止めなければならない課題だと思います。

これまで、特別委員会で多くの議論がなされてきましたが、今回提案されている税率等の改定内容は、加入する被保険者にとっては大変厳しい内容であります。できるなら一般会計からの繰入支援を、これまで同様に継続してほしいと願うのは当然のことであると思います。

しかし、一般会計の財政事情がそれを許さない状況にあるとすれば、不足する財源を加入被保険者が負担をし、医療費等の給付制度を守っていく。

給付を止めることができない制度である以上、負担の増加は厳しいけれど、やむを得ない当然の選択であると思うのであります。

年金生活者など低所得階層の厳しい状況も議論されましたが、確かに低所得階層でも2カ年で30%を超える負担増となる内容でありますから、厳しい負担増加になるわけですが、軽減措置のない所得階層の負担増と比較をしてみますと、負担の公平という意味からも、適正な範囲の負担増だと考えます。

高齢化社会が進み、市町村国保の医療給付の守備範囲が益々広まり、かかる医療費が増え続けていくという状況。さらには、課税制度上、所得に応じた累進課税になっていないことなど、制度上のひずみがあることも理解しました。こうした問題は、一自治体だけの声では解決できないものでありますだけに、今後も、全道・全国レベルでの取り組み強化が求められると思いますが、ここはしっかり取り組んでいただきたい。

また、医療費を減らす対策として「保健事業」の推進の話も出されていましたが、地域保健活動として、町民自らが健康づくりに参加し、広めていけるシステムや組織づくりをしっかりと取り組んでいくことが大切だと思います。

さらには、保険税の滞納問題も議論されました。相互扶助制度としての負担義務を負うわけですから、まじめに努力して完納されている方々との均衡を図るためにも、従来にもまして、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

こうした課題の克服も含め、私は、今回の税率等改定の提案内容は、国保制度が将来的に安定した医療費給付制度で存続しつづけるためにどうあるべきか提起がされていると考えます。

以上、何と言っても安定した国保事業の運営を維持するためには、国保税率等の改定はやむをえないものと考えますので、この条例の一部を改正する条例の制定に賛成するものであります。以上であります。

議 長

他にありませんか。

以上で討論を終わります。これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議 長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

次に、議案第102号 火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑等論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声)

議 長

これより討論を行います。まず原案に反対者の討論を行います。14番 田宮議員。

14番

議案第102号 火葬場条例の一部改正を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

提出された資料による平成14年度決算ベースで、火葬場維持費及び委託料の割合は17.5%、82.5%となっております。

同じく使用料収入は78万8,000円で、先の割合で割り振ると維持費13万7,900円、委託料65万100円の充当となります。

さらに今回の引き上げによる使用料増収分は、72万円と試算されております。先の割合で行くと、維持費に12万6,000円、委託料に59万4,000円充当になるわけであります。

改定の目的では、施設の維持費が嵩むことを強調しておりますが、そのほとんどは委託料に振り向けられる結果となっております。

委託料を巡る種々の問題は、審議段階では抜本的解決をせまる焦点のひとつとなっております。町民の批判も大きいわけではありますが、町民の納得なしの引き上げには反対せざるを得ないわけであります。以上で反対討論を終わりますが、議員各位のご賛同を切にお願いしたいわけであります。

議 長

次に賛成者の発言を許します。7番

7 番 議案第102号 火葬場条例の一部改正条例について来まして、原案に賛成の立場から討論いたします。

本条例につきましては、昭和56年に規定し、その後改定を行っておらず、昭和62年から供用を開始してきた斎場は、建設後15年が経過し、この間、数回の大地震や地盤の若干の軟弱状態等から、施設維持のための改修や修繕費用も考慮しなければならない状況にあります。

また、管内で厚岸町を上回る使用料の設定をしている町村が4つあり、「町内使用」と「町外使用」を規定している町村が7つあります。

こうした状況を見ても、維持管理費用の捻出の民に見直しを図ることについては異論はないものと考えます。よって原案に賛成するものであります。

議 長 他に討論ありますか。
以上で討論を終わります。これより起立により採決いたします。
お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第103号 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑等論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声)

議 長 これより討論を行います。まず原案に反対者の討論を行います。14番 田宮議員。

14番 議案第103号 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

ゴミ処理手数料の改定目的は、昭和52年以降26年間据え置いてきたので、今回手数料の引き上げだということであります。

第一点に考えてみますと、当時、全国的全道的に市町村ではほとんど無料でありました。現在でも道内では無料が半数を超える、そういうふうに説明を理事者はされております。

お隣の釧路市ではやっと来年度から、平成17年度から有料化に踏み切るようであります。町外から転入された方から、「厚岸町はゴミは有料なんですね」とよく聞く話であります。

厚岸町に住んだおかげで26年間ゴミ手数料を取られていたということではないでしょうか。

第二点は、増加一方のゴミ収集量が資源ゴミの分別排出によるリサイクル、生ゴミの有機資源施設を活用しての堆肥化、コンポスト処理容器の配布によるゴミの減量化あるいは町民独自での電動生ゴミ処理機による自家処理などと、

町も努力をされ町民にも協力願うなど、あるいは町民独自の努力、これらが相まって説明資料のとおり、平成12年をピークに減少傾向になってきたのであります。これが的確にゴミ手数料に反映されない。これでは町民は納得できないのではないのかと思うわけであります。

第三点は、ゴミ手数料の動向を決定するのは委託料になっています。委託料を決定する基本は、ゴミの収集量でなければならないのではないのでしょうか。そうっていないところに私は問題があると思います。

第四点は、収集運搬業務の委託のあり方。これは委員会審査のひとつの焦点になりました。地元業者優先で公共事業を、ということは私も過去に言っていました。現在もすべて競争入札で行われております。火葬場、ゴミ、し尿と形態は違いますがやはり透明性がなければ多くの町民の理解を得ることは出来ないと思います。

この点についての抜本的な改革がどうしても必要だと思うわけであります。し尿収集運搬業務についても同様であります。以上の点から私はこの議案に反対をするものであります。議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

議長 次に原案に賛成の発言を許します。5番中川議員

5番 私はただいま上程されております議案第103号 厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の立場で討論いたします。

ゴミの手数料は26年間も経過し、いま、ここに改正を行うことは決して良策とはいえないところでありますが、今日のゴミ収集量の増加による人件費増もありまして、収集にかかる財源の確保を図ることが急務であり、やむを得ないものと考えます。

この見直しにより、平成14年度ベースで年間およそ1,300万円の収入増が見込まれるところでございます。

し尿処理手数料は、22年間も経過し、いま改定を行うことは決して良策とはいえませんが、し尿収集にかかる経費の負担をしていただくことにより、10リットルあたり税込み「42円」が「53円」の予定となりますが、収入量負担もやむを得ないと考えるところであります。

この見直しによって年間およそ1,000万円の収入増加となる見込みであります。昨今の経済事情からやむを得ないものと考えまして、私は原案に賛成するものであります。

議長 他に討論ありますか。
以上で討論を終わります。これより起立により採決いたします。
お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第105号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑等論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声)

議長　これより討論を行います。まず原案に反対者の討論を行います。14番　田宮議員。

14番　議案第105号　厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行うものであります。

今回宮園公園パークゴルフ場を有料化し、新たな使用料収入を得ようとするものであります。

パークゴルフは老若男女誰でも気軽に楽しめるスポーツであります。この普及を図ることは高齢者をはじめ町民の健康増進にとって大変重要と考えます。ただ、冬期間十分活用でき得ない難がありますがこれは別途考慮しなければならない問題だと考えます。

新たな使用料の設定でその利用を狭めてはならないと考えるわけでありませう。大いに利用していただき健康になっていただくということが、重要なのではないのでしょうか。先程の国保の賛成討論の中にもありました。

以上新たな有料化に反対をするものであります。議員各位のご賛同をよろしく願います次第であります。

議長　次に原案に賛成者の発言を許します。6番佐藤議員

佐藤議員　議案第105号であります厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について賛成の討論を行うものであります。

厚岸町宮園運動公園パークゴルフ場の有料化についてであります。平成11年に待望の4コースが全面オープンし、今日まで無料としてきたわけでありませう。その間、年々愛好者が増加することに伴い、パークゴルフ愛好者からのコース整備要望も多く、これらによる経費の一部負担を応分の範囲でお願いすることにより、コース管理と整備が充実され、結果としてコースグレードや利用者満足度が高まるばかりでなく、いままでの管理維持費を155万円少なくすることが見込まれるものであります。また、他市町村においても有料化若しくは有料化の動きがありますことは皆様ご承知のとおりであります。当町においても使用料を徴収することによって、パーク愛好者のニーズに対応できることにも繋がります。従いまして、私は本原案に賛成するものであります。

議長　他に討論ありますか。
以上で討論を終わります。これより起立により採決いたします。
お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第106号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑等論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声)

議長 これより討論を行います。まず原案に反対者の討論を行います。14番 田宮議員。

14番 議案第106号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、私は反対討論をいたします。

今回の水道料金引き上げで簡易水道では86万円。農業用水道で832万円の増収を図るものであります。

簡易水道では、特に一般用で月3,400円アップの影響といわれております。また、農業用では平均月3,740アップの影響と説明資料にあります。

今回は7件に及ぶ複合的な引き上げであり、酪農経営の厳しさも加わり大きな影響を及ぼすことになると思います。反対をするものであります。議員の皆さんのご賛同をぜひいただきたいということであります。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。3番南谷議員

3番 議案第106号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今日、厚岸町の財政内容は今さら私が申すまでもなく大変逼迫しております。これを打開すべく財政改革を通じ、湖の難局を乗り切るための一策として、本案についても今回特別委員会で慎重な論議が重ねられてまいりました。その経過を踏まえまして、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計についてであります。本事業の実質的収支不足は約3,600万円です。上水道との格差もあり、公平な負担と均衡を図ることによって86万円の収入増が見込まれます。

また、農業用水道事業の収支不足は約1,800万円であり、これも上水道料金との格差があり、管内の水準に合わせ1立方メートルあたり110円とすることにより、約832万円の収入増が見込まれるものであります。よって、公平の原則に鑑み、賢明な議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げ、原案に賛成するものであります。

議長 他に討論ありますか。

以上で討論を終わります。これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第107号 厚岸町長寿祝い金条例の制定についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑等論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声)

議 長 これより討論を行います。まず原案に反対者の討論を行います。14番 田宮議員。

14番 私は、議案第107号 厚岸町長寿祝い金条例の制定について反対討論をいたします。

私は、現在の敬老年金条例を存続させるべくと考えます。現在の高齢者の状況を見ると、医療費や介護保険料等の引き上げ、逆に年金額の削減等、負担増と給付減であります。これは、国のみに止まらず北海道も同様の政策がとられようとしております。

平成16年度はこれが一層強まる傾向であります。戦前・戦中・戦後、幾多の試練に耐えて町の発展に尽くされた高齢者の皆さんが安心して暮らしていただくために、せめてもの援助として当然のことではないのかと考えるわけであります。

そういう立場から私は、敬老年金存続の立場から反対するものであります。議員の皆さんのご賛同を心からお願いを申し上げます。以上であります。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。16番竹田議員

竹田議員 賛成の討論をさせていただきます。議案第107号 厚岸町長寿祝い金条例の制定について、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

本件は、本条例の敬老年金を見直し、祝い金制度へ変更しようとする内容であります。今日、急速な高齢化時代を迎えて高齢人口も増加し、財政を圧迫する要因のひとつになっています。

また、最近町内のお年寄りの人達の話の中からも、そういう状況であればと見直しを訴える方もおり、異論はないところであります。

この見直しによって、年間約900万円の歳出削減となるものであります。よって、改定原案に賛成するものであります。

議 長 他に討論ありますか。
以上で討論を終わります。これより起立により採決いたします。
お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第1号 財産の取得についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。教育委員会管理課長

教委管理課長 ただいま上程いただきました、議案第1号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町内の教育用コンピューターは平成13年度整備し、各学校コンピューター教室においては、小学校では二人に一台、中学校では一人一台の、計175台と、教員用25台、合計200台を導入し、情報教育の環境整備を図ってきたところでございます。

第三次コンピューター支援整備計画では、平成17年度までに小学校もコンピューターを一人一台に、また小中学校の普通教室に一台整備するという整備方針が、当時の文部省から打ち出されておりましたが、これが厚岸町におきましても今年度、昨年11月に補正予算措置をいただきまして全小中学校の普通教室用コンピューター57台と小学校のコンピューター教室の不足分36台の、計93台を特定防衛施設周辺施設整備事業交付金事業により整備することになりました。本議案を提出しようとするものでございます。

この整備によりまして教室からも、インターネットや校内の情報を利用した学習が可能になるほか、総合的学習時間では情報を収集、整理しそれを活用することに役立つほか、多様な教育活動が可能となりまして、情報教育の充実が一層図られるものと考えております。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

財産の種類でありますけれども、物品であります。二つ目の名称及び数量でありますが学校教育用コンピュータ93台であります。3の契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条2項による6者による指名競争入札でございます。4の取得価格につきましては、金1,389万9,000円也。5の契約の相手方でございますが、厚岸町松葉町3丁目74番地、株式会社宮川時計電器店でございます。

次ページをお開き願います。参考でございます。取得するコンピューターの仕様でございます。まず、1番目のプロキシサーバ接続コンピュータ、これについてはサーバ設置工ということで、コンピュータの台数が多い学校に設置されている部分でございます。

ハードウェアの内容につきましては、基本ソフトについてはMicrosoft Windows XP Professionalというものでございます。処理速度については、Athlon XP プロセッサ 2200+というものです。メモリは256メガバイト。ハードディスクは40ギガバイト。モニターにつきましては15インチCRTブラウン管のものでございます。

ソフトウェアにつきましては、ワードという文書ソフトを、さらにはエクセルという表計算ソフト、パワーポイントというプレゼンテーションソフト、データベースとしてのアクセスという4種のソフトでございます。これらが合わせまして58台になります。

次に、授業支援ソフトにつきましては厚岸中学校のコンピュータ教室に入るものでございます。これにつきましては36本ということでございます。

次に、(2)のプロキシサーバ未接続コンピュータ、サーバを設置しない学校の分でございますが、ハードウェアにつきましては基本ソフトが、Microsoft Windows XP HOME Editionというものでございます。処理速度、メモリ、ハードディスク、モニターにつきましては先程の分と同様でございます。

ソフトウェアにつきましては、ワード、エクセル、アクセス、パワーポイン

トでございます。それと合わせまして復元ソフトについては合計35台、合わせて93台ということになります。

納入期日につきましては平成16年3月29日を予定しております。以上簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。8番

8 番 いまの説明で、プロキシサーバーに接続しないパソコンを35台と。これはほとんど地方の学校に配分すると思うんですが、現在、地方の学校はネットに繋がってるのか。どういう状態で稼働されているのかがまずひとつ。

それから、ソフトウェアの中で新たな授業支援ソフトが厚中にということのようにですが、他校はどうするのか。既に入っているのか。これらについてはたまたま、復元ソフトについてはメーカーさんの好意なのかなと思いますが、新たなソフトについては他校との関係はどうなのか。

この93台の学校配分は、いま言ったように、不足分という理解をすればいいのかどうか。各教室に一台の部分はどうなのか。その点についてご説明をお願いいたします。

議 長 教委管理課長

教委管理課長 一点目のインターネット接続の関係であります。すべての学校におきまして接続可能というふうになりますし、現在も可能となっております。

二点目のサーバーライセンスの関係につきましては、業者との協議で今回は36本ということでございますけれども、そのほかについてはすでに入っておりますし、その分については業者のほうで対応していただけるものでございます。

三点目につきましては、中学校についてはコンピュータ教室においては一人一台で利用しておりますので特にありませんけれども、小学校においては従来の整備では二人で一台ということでございますから、これについては一人一台を利用するというところでございます。

普通教室の部分につきましては、現在、コンピューター設置はしておりませんが、これにつきまして今年度教室のほうにLAN工事を行ってございまして、今回、防衛調整交付金において各教室にコンピューターを導入し、授業中にもインターネットや構内の情報を利用した学習が可能になるということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 8 番

8 番 サーバー未接続機についてはどうやって利用するのか、そのへんについてはちょっと理解できないんですが、ネットを利用しないでやるのか、それとも直接ネット接続するのか、そのへんの構成について再度ご説明願います。

それから、普通教室に入ることですが、これはLANを組んでということですから、サーバーを介してネットに繋がると理解していいんですか。

議 長 教育長

教 育 長 いまのご質問ですが、学校のサーバーが無くても直接、情報館のサーバーに接続をして現在ネット接続しております。

というのは、フィルタリングサーバーを学校用に契約しておりまして、いわゆる成人向けなところですか、例えば武器ですか、学校内では好ましくないと思われるものをフィルタをかけるようなソフトが情報館のサーバーに入っております。それに直接アクセスして実施してるのが周辺校です。そして、れを一括して一旦サーバーを通して情報館に入ってきているのが中心4校ですので、どちらも同じような使い方ができるということです。

授業支援ソフトにつきましては、コンピュータ教室の中で教師側が生徒側の状況が見えるような環境にするというものでして、それにつきましては小さな学校にはそれだけの台数がないわけですから十分目が届くであろうということでサーバーは設置していないということでございます。

議 長 12番谷口議員

12番 今度はすべて一台ずつ設置すると。この活用の仕方はどのようになっているんですか。

議 長 管理課長

教委管理課長 提案理由にも若干ご説明いたしましたが、普通教室に入りますから、授業中のほとんどの利用の中で、インターネットの利用ができますし、コンピュータを利用しました学校の中にデータを蓄積しましたものを利用して授業を進められることと、総合的な学習では、例えば自然学習の部分では、デジタルカメラで集めたものを皆でまとめて発表すると。従前は模造紙にマジックで絵を描いていたというようなことも、今回の整備によりましてパワーポイントというソフトなどによって発表に活用するというようなことでございます。

私共としましては、授業中ばかりではなく昼休みですか放課後にも、子ども達が自由にインターネットを使うだとかコンピュータの操作をするなどそういったことで情報教育を推進していけるものと考えてございます。

議 長 12番

12番 よく解らないんですけれども、いまの説明を聞いていると。コンピュータ教室に今度は一人一台配置するということですね。そして普通教室にも一台ということでしょう。

私が聞きたいのは、その普通教室の一台の活用の仕方なんです。だから、コンピュータ教室で、いま課長がおっしゃったようなことはできるでしょうけれども、教室にひとつしかないもので子ども達が撮ってきた写真をどうするかということとは、成果を見るのは一台でもいいかも知れないけれども、そういうことをやることは一般的に普通教室では出来ないんじゃないのかと思うんです。そして、そういう成果を見るのは、プロジェクターを使ってやるのではないかともありますけれども、本当に使う、何で教室に無ければならない

のかというのはいまの説明では解らないんですよ。

それと今回、プロジェクターについては載ってませんけれども、これは各学校に設置されているんですか。今後どうなんですか。

議 長 管理課長

教委管理課長 コンピュータ教室の部分は当然そういったことがありますけれども、授業の部分につきましてはいま言ったようなほとんどの授業の中で子ども達が道立図書館に接続するですとか、いちいち百科事典なり持ってこなくても、あらゆる国の国会図書館ですとかそういったところまで入って、必要とする資料をその教室内で見ることができるということでもあります。

また、総合的学習の中では研修旅行ですとか、子ども達が外に出て違う町の様子を見るとか施設を訪ねるときに、子ども達が独自に集まって資料を収集をして、それを話し合っこの場所にするといったときに利用するなどといったときの利用を考えております。

ただ、プロジェクターについては各学校にありますけれども、教室には一台ずつありませんから、そのへんについては調整しながら使っていくということで考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 12番

12番 課長のおっしゃってることも解ります。当然そういう使い方もしなければならぬだろうなあと。

だけれども、はじめの説明では授業に大いに活用していくんだという説明だったわけでしょ。そうすると教師がそれをどういうふうに活用するかということもなければならぬのではないのかなと。何か、子どもがやることばかりをダラダラ喋っていますけど、そういうことも含めてどうやって利用するかということが大事なんではないのかと思うんですよ。

もう一度伺いますけど、プロジェクターは町内の学校にいま何台あるんですか。それから、使い回してみたいなことを言ってますけれども、授業に大いに活用しなきゃなんないっていうことになると、相当の台数が必要になるんじゃないのかと思うんですがそういうのはどう考えているのかもう一度説明をお願いします。

議 長 教育長

教 育 長 普通教室の活用についてお話ししたいと思いますが、基本的に現在はコンピュータ教室の利用といいますのは、基本的には小学校では社会科、中学校では技術家庭というひとつの教科の中での活用になっていると思います。

これについてはいわゆるコンピュータとしてどういう利活用をするのかということが中心であろうと思うんですが、普通教室に配置するということは、その基本的な技術の上に立って情報をどういうふうに見つけていく、自分が調べたいものに行きつく手段・方法を子ども達に覚えさせていく。そして憶えた技術を自主的に使っていくというなかでは、社会科だけではなくてほかのすべての教科の中での活用も望まれる。

そのことから、普通教室への配置が望まれていたわけで、今回その部分ができるというふうに考えております。

プロジェクターについてですが、前回、主要４校に設置しております。これは大変性能の良いもので、体育館でも活用が可能なものですが、それぞれの授業の部分についていえば、例えばプレゼンテーション的な用途に用いるときに必要であるということですので、かなりの台数を用意しなくても十分調整が取れるものと考えております。

議 長 特に一回認めます。12番

12番 やはりね、プロジェクターについては町内で４台ですよ。そうであればやはり少人数であればみんな来いということでみんな画面を見ながらできるかも知れませんが、一定規模の学校には揃えていかなければいけないし、大規模校については複数台用意すべきでないのかと考えますけどそのへんは如何なんですか。

議 長 教育長

教 育 長 主要４校以外、現実的にはですね、学年単位で授業を行うという中では大型プロジェクターを敢えて使わなければならない規模ではないというふうに、現状では捉えております。

さらには、現在は位置されている４校につきましても、先程言いましたように授業発表等で複数台必要だという部分については、まだその必要性は学校のほうからとも言われておりませんが、今後教室にも入り、パワーポイントも入れて活用していく中ではどんどん活用される中での需要も生まれてくることも考えられますので、今後検討していかなければならない課題だというふうに考えております。

議 長 他に質疑ありますか。

(「なし」の声)

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第７ 議案第２号 公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長 只今、上程いただきました、議案第２号「公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例の制定について」その提案理由の説明を申し上げます。

このたび、提案の制定条例につきましては、平成12年4月26日に公布され、既に平成14年4月1日から施行されている『公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』に基づきまして、人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等へ、厚岸町から専従の職員を派遣することなどができるように、条例で定めを設けようとするものでございます。

この背景には、社会福祉法人の「厚岸町社会福祉協議会」に対して町職員の派遣の必要性が生じたことによるものでございます。

厚岸町社会福祉協議会では、現在の事務局長が本年3月末で退職の予定であり、この局長職の後任人事が生じているところですが、社協ではこのほかにケアマネを担当している職員も辞意を表明していることもあります。

現在の社協体制においては人材の確保が困難であるとして、社会福祉協議会から町長に対し、町職員の派遣について要請されているところであります。

このため、今回の条例制定によって、町の事務・事業と密接な関係にある「社会福祉協議会」の事業に専ら従事させるための、町職員の派遣をしたいとするものであります。

これから提案条例の内容の説明をいたしますが、まず、制度の基になります「公益法人等派遣法」の制定経過について申し上げます。

この法律は、従来の地方公務員法にはなかった公益法人等への職員派遣などの制度を、地方公務員法の特例法として制定されたものであります。

近年、地方自治体では、より一層、効率的・効果的な行政サービスが求められており、施策の推進に当たっては、公益法人等との連携、協力による対応が益々必要となってきたことにより、これら法人等の団体へ職員を派遣するケースが全国的にも多くなっています。

しかし、従前におきましては、公益法人等の業務に、地方公共団体の職員を派遣し専従させるためには、休職であるとか職務専念義務の免除等の既存制度の運用により対応せざるを得なく、職員の処遇への不利益や、また、給与支給等で住民訴訟が提起されるなどの問題点が指摘されてまいりました。

このような職員の派遣につきまして、統一的なルールを設定し、職員の派遣の適正化、手続きの透明化、派遣職員の身分の取扱いの明確化を図るとともに、地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携協力による自治体の諸施策の推進を図ることを目的に制度化がされたものであります。

配付資料をご覧になっていただきたいと思います。「議案第2号説明資料」といたしまして「公益法人等派遣法の制度の概要」について、まとめたものであります。

この制度は、派遣先に応じて2つの制度に大別されています。一つは、公務員としての身分を保有したまま公益法人等の業務に従事する『職員派遣制度』でございます。

もう一つは、職員が退職した上で一定の営利法人の業務に従事し、従事期間が満了した場合等に再び職員として採用する『退職派遣制度』であります。

先ず、左側の欄になります、公益法人等に対して職員を派遣する場合の『職員派遣制度』ですが、この概要を申し上げます。派遣することができる対象法人の限定がされてございます。

その内容につきましては、民法第34条の法人、つまりは社団法人又は財団法人であります。

二つ目として、特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの。これ

は政令で112法人があげられております。社会福祉法人である社会福祉協議会はこれに含まれます。

さらに、地方自治法第263条の3第1項に規定する連合組織。これは全国町村会や全国町村議会議長会などのいわゆる地方6団体をいいますが、これらのうち、地方公共団体の事務事業との密接な関連性があり、かつ、施策推進を図る上での人的援助が必要であるものとして条例で定めるものになります。

それから、職員派遣に当たっては、任命権者と派遣先団体との間で取決めを締結し、派遣する職員に明示しなければならないことになってございます。派遣先団体との協定書、契約書的なものでございますけれどもこういったものを用いて取り決めを締結し職員に命じる。

派遣の期間は原則3年以内で、特例として5年までの延長も可能ですが、派遣職員は公務員の身分を有したままの扱いでの派遣となります。

派遣職員の給与は、地方公共団体からの委託業務であるとか、地方公共団体との共同業務又は地方公共団体の事務若しくは事業の効率的又は効果的な実施が図られると認められる場合などによっては、条例の定めるところによって地方公共団体から支給することができることになってございます。また、派遣期間が満了した場合には復職するものとする制度であります。

次に、もう一方の『退職派遣制度』についてであります。右側の欄でございます。この制度と、ただいま説明いたしました『職員派遣制度』との大きな違いは、職員派遣が公務員の身分を有したままされて、期間満了時に復職するものであるのに対し、『退職派遣制度』は、任命権者の要請に応じて職員が退職し、公務員の身分を離れ3年以内の期間で派遣され、派遣期間満了の場合には再び採用するものであります。

この概要について申し上げますと、対象法人は、地方公共団体が出資している公益増進に資する業務を行う株式会社などでございます。先の公益法人等への派遣要件と同様に、地方公共団体の事務事業との密接な関連性があり、かつ、施策推進を図る上での人的援助が必要であるものとして条例で定めるものになります。

任命権者と対象法人の取決めの締結や職員への明示。これらについては、先の職員派遣制度と同様の扱いとなります。

身分扱いについては、先程触れましたとおり、要請に応じて職員が退職し、派遣されている期間は公務員の身分を離れることになります。

これは、職員が公務員としての身分を有したまま、営利を目的とする法人の役職員として業務に従事することは、憲法第15条第2項に規定されている公務員の全体の奉仕者としての立場との調整を図るため、一旦退職した上で営利法人の業務に従事し、そこでの業務従事期間が終了した後などに、再び職員として採用することを保障する仕組みとされたものであります。

給与については、退職派遣期間は公務員の身分を有さないこともあり、当然、地方公共団体からは支給されないことになり、派遣先法人から支給されることになります。なお、派遣される者の服務につきましては、公益法人等への派遣職員には、公務員としての身分上の服務は生じます。しかし、公務員としての職務上服務は生じないことになり、また、利益法人への退職派遣者には、派遣の期間は一時的でも退職の扱いになりますので、公務員としての身分上及び職務上の服務はいずれも生じないことになります。

さらに、処遇の関係であります。派遣期間において退職派遣者の医療保険

については、社会保険に変更となります。年金や退職手当の関係につきましては、派遣職員及び退職派遣者ともに従前と同じ取り扱いとなり、派遣期間中も継続されるというふうになってございます。

以上が、公益法人等派遣法の制度の概要であります。続いて、この法律を基に制定する条例の内容についてご説明申し上げたいと存じます。

条例第1条につきましては、制定趣旨であります。法律から条例に委任されているそれぞれの表記条項に基づいて必要な事項を定めるものと規定してございます。

条例第2条第1項は、法第2条第1項の規定に基づく、職員の派遣についての条例の定めでございます。取決めににより派遣できる先の団体につきましては、法でいう公益法人等のうち、条例の第1号に規定する「町が出資している団体」、又は、第2号に規定する「目的、業務の性質等を勘案して、特に援助又は配慮を行うことが必要な団体」であり、このどちらかの条件を満たしているもので、規則で定めるものとしております。

なお、規則では、本提案説明の冒頭に申し上げたとおり、社会福祉法人「厚岸町社会福祉協議会」の固有名称を規定することにしてあります。

第2項の関係でございます。派遣対象から除かれる職員の定めでありまして、第1号、第2号では臨時及び非常勤職員を掲げてございます。第3号では条件付き採用職員、これは採用後6ヶ月に満たない職員を指してございます。カッコ書きの規則で定める職員には、他の地方公共団体から引続き厚岸町職員に採用されたような場合を規定することにしてあります。第4号は定年の期限延長職員であり、また、第5号では、休職中や停職中または職務専念義務免除の職員を掲げています。

第3項では、法第2条第3項の規定による、派遣先団体との取決め事項の条例委任規定を定めるものであります。既に法に定めのある、取決め事項の「派遣職員に報酬その他の勤務条件、派遣先での従業務及び派遣期間並びに復帰に関する事」これらは先に法律の中に定められているわけでございますけれども、そのほか条例で定める事項として、第1号では派遣職員に係る派遣先団体での福利厚生に関するもの、第2号で派遣職員の派遣先団体における従事内容の連絡に関するものを、先程言いました法律で既に決められている部分にプラスするかたちで追加規定しています。

次に、条例第3条でございます。「派遣職員の職務への復帰」について定めるものですが、法第5条の規定を受けて、職員派遣の継続をさせず、職務へ復帰させることが適当な場合についての規定でございます。第1号から第6号までにそれぞれ規定しています。

記載のとおりでございますが、このうち、第4号は、心身の故障や必要な適格性を欠くものとして降任や免職の要件に当たるもの、又、第5号は、心身故障での長期休養あるいは刑事事件に起訴された場合の休職の要件に当たる場合、これを指しており、さらに第6号では地方公務員法などに違反した場合や全体の奉仕者として相応しくない非行のあった場合の懲戒処分該当するものを指しています。

次に、条例第4条は、派遣職員の給与に関しての定めであります。法第6条第2項の規定に基づき、町の委託を受けて行う業務等に従事する場合などには、町が派遣職員の給与を支給することができるとする内容のものでございます。支給する給与の種類とともに、その全部又は一部の支給ができると規定す

るものであります。

なお、厚岸町社会福祉協議会職員の派遣に当たっては、この条文規定に基づいて町から給与の支給を行う考えであります。

次の、条例第5条及び第6条の規定でございます。法第9条に定める派遣職員の復帰時における処遇などの条例への委任に基づき、その取扱いを定めているものでありますが、先ず第5条では、派遣職員が派遣先団体における業務上の災害に起因して休職した場合、派遣先団体における業務を公務とみなしまして、復帰後の職員が不利な取扱いにならないようにしますよとする規定であります。

また、条例第6条では、派遣職員が職務に復帰したときに部内の他の職員との均衡等に配慮しまして、必要な調整を行うこととしておりまして、本条で委任された規則の第4条においては、派遣期間に引き続いて職務に従事したものととして、職務の級であるとか給料の月額を調整することができ、また、昇給期間の短縮調整もできるように規定することとしてございます。

次の条例第7条の規定でございますけれども、町長以外の任命権者の町長への報告について定めているものですが、これは、法律制度の趣旨に沿って派遣が適正に行われるため、派遣職員の派遣先団体での処遇状況、復帰した職員の処遇状況等を町長に報告させるもので、総合調整を図り制度運用の適正を期するものでございます。なお、規則では第5条において、報告の時期や内容及び必要事項の整理等についての規定をすることにしています。

続きまして、条例第8条ですが、本条から最後の第15条までは、『退職派遣』に関わるものを定めております。

先ず、第8条では、法第10条第1項の規定で言うところの特定法人に当たる要件を条例規定で定め、職員の退職派遣ができる具体的な法人名は規則で定めるものとしております。退職派遣の対象となる特定法人といたしましては、町が出資する株式会社や有限会社、いわゆる第3セクターであり、規則第6条において、株式会社『厚岸味覚ターミナル』を定めたいとしています。

これは、過去の味覚ターミナルの設立時に職員の派遣を行った経過もありまして、法規定の特定法人に合致する要件を備えて第3セクターでございます。厚岸町における現状において、この『退職派遣制度』の運用が唯一可能な法人であるとの考えによるものであります。しかし、当面のところは、会社から人材援助を求める退職派遣制度の活用は起きないと判断しておりますが、条例及び規則において、退職派遣制度の運用についての基本的な規定を設けておくことが、将来に向けて必要との考えでございますので、ご理解を願います。

次に、条例第9条は、法第10条第1項に規定する条例で定める職員、つまり、退職派遣の対象から除かれる職員についての条例による定めですが、これは、先に説明した条例第2条第2項で定める派遣職員に係るものと、同様にするものであります。

それから条例第10条ですが、法第10条第1項に規定するその他の条例で定める事項、つまりは、退職派遣者を再び採用しなければならない場合について定めるものです。各号の定めについては、先の条例第3条の『派遣職員』規定とほぼ同様の内容での規定となっております。

続きまして条例第11条は、法10条第1項に規定する、その他条例に定める場合、つまりは、再び採用されることが除かれる、採用されないという場合についての定めであります。退職派遣者が派遣先に従事すべき期間において、公

務員が懲戒免職に相当するような法令違反があった場合、これは再び採用しないとの規定であります。

条例第12条は、法第10条第2項に規定する条例で定める事項、つまりは、特定法人との取決めにおいて、退職派遣者が当該特定法人の業務に従事するに当たっての合意しておくべきものについての定めでございます。これは、先の条例第2条第3項と同様に派遣先での福利厚生に関するもの、業務の従事状況の連絡に関するもの。これを追加規定するものであります。

次の、条例第13条から第15条までにつきましては、法第12条の規定に基づき、退職派遣者が再び採用される時における、給与や処遇などの取扱いの条例での定めを規定してございますが、各条における規定の内容は、先に条例第5条から第6条までで、派遣職員が復帰する際の取扱い、この規定と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が制定条例の本文であります。次に附則について申し上げます。附則第1項では、施行期日を公布の日としております。これは、社会福祉協議会における本年3月末の現事務局長退職に伴う事務引継やその他業務の調整の必要性から1日も早い職員派遣の要請がされております。条例制定の承認がいただけたら速やかに公布をして、職員派遣を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、附則第2項であります。ここで、職員の分限に関する条例の一部を改正する内容のものであります。これは、先の説明の中でも若干触れましたが、第3セクターの株式会社厚岸味覚ターミナルの設立時におきまして、町職員の派遣を行っております。

この時点では、今回の条例提案に関連する『公益法人等派遣法』は制定されておらず、当時、全国的に運用されていた「休職による職員派遣」が行われております。この時点で、こうした派遣が可能なように、『職員の分限に関する条例』の中に規定を加える一部改正を行ってまいりました。

しかしながら、その後このような派遣についてのルール化が進められ、只今説明申し上げましたとおり、新たな法律とそれに基づく条例制定がされることに伴いまして、休職による派遣に関連して、職員の分限に関する条例の中に設けられていた規定が不要となることから、この部分を削る改正を行うものであります。

改正部分の内容につきましては、一部改正の新旧対照表を資料として配布いたしておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

以上、大変雑ばくな説明でありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。12番

12番 あ、議事進行でちょっとお願いしたいんですが、この議案が出て来るとい
う話が出て盛んに議長が、一部の議員に、このことについて説明をされてお
りましたし、また、何か理事者の説明をされておったようですが、これはどうい
うことなんですか。

議長 それはですね、実は議員の中に4名の社会福祉協議会の理事さんがおります。
それで、社協のほうでは、私たちも参加しまして、町のほうに職員派遣をお願

いしたいという議題が出まして、そういうことを我々が知っております。

それで、町長のほうから事前に議員であり理事である人方に、こういう条例案を提案したいということで、理事の方だけにまず提案するということをお伝えしておきたいと。こういうことで4人の方に、私と、室崎さん、田宮さん、小澤さん、中身のほうはあまり説明はなかったんです。こういうことで提案したいという程度の説明でありました。

説明したいということでしたのでお受けしたという程度のことでしたから。議会で提案したいということでしたから、中身については議会で議論してもらいたいと。こういうことだったんです。

議 長 12番

12番 すいません、もう一度お願いします。

社協の理事者だと。理事者にそういう説明をしたいというのであれば、それは議長がね、取り計らうべきものではないのではないのかと。

町理事者が直接やるべきことであって、議長がその職をもってそういうことをしなければならないというのは私は非常に不自然さを感じるし、18名の議員のいま議長は代表ですよ。そうであればやはり公正・公平に皆さんに事態について事前に説明が必要であれば説明をすべきではないのかなというふうに考えるんですが、それについてはどう考えているんでしょうか。

それと理事者は、特定の議員だけにそういうことを知らしめなければならないということはどういうことなのか。社協の理事者がいるわけでしょう。そのへんを説明していかなければいけないんじゃないのかと思うんですが如何ですか。

議 長 休憩いたします。
(休憩時刻 午前11時48分)

議 長 再開します。
(再開時刻 午後1時05分)

議 長 助役

助 役 前もって社協の理事である4人の議員の方にお話しをさせていただいたということに関しまして、今年に入ってから社協の理事開会におきまして、ケアマネージャーという資格所有者の方から、3月31日を持って退職したいという意向が社会福祉協議会に伝えられたという内容の報告がなされました。

このことは、その後の指定居宅介護支援事業というものの運営に大きな支障をきたすということでありまして、その善後策についてその場で協議がなされました。先程の総務課長の説明にもありましたが、社会福祉協議会の事務局長も、この3月31日に定年を迎えるという状況であり、社協事務局長の後任人事につきましては社会福祉協議会から町への派遣要請を受けておりましたが、これにかかる作業というものは3月定例会でも間に合うものと考えておりましたところ、そういう新たな情勢が報告され今後の社協の運営に大きな支障があることが心配されまして、これはその後の事務引き継ぎ等さらには4月1日以降

の事務・事業の運営について、4月1日からでは派遣職員にも負担が大きいということと社協のほうも混乱を招くであろうと、さらには介護支援を受けている方々にも混乱を招くのでないかということもありまして、これは一日も早い人事異動、派遣が必要であるというふうに考えましてこの臨時会にそういった時間がない中でお諮りすべきであるという判断をさせていただいたところであります。

大変その時間がない中でここに至る経緯、上程する条例の趣旨につきまして、事情にお詳しい社協の理事であります議員の方に事前に説明させていただきたいということで、4人の方にのみ説明させていただいたということでございました。

大変至らなかったということと、配慮に欠けていた部分がありましたことを深くお詫び申し上げたいと存じます。よろしくご理解をいただきたいと存じます。

議 長 それでは本案に対する質疑に入ります。1番

1 番 法律と政令の資料が後から出てきて、提案理由の説明の時には手元になかったものですから、ちょっと確認のためにお聞きしますが、今回の条例と規則案が出ておりまして、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがまずありましてね、そこでほとんど内容は決まってしまうと。それに基づいて条例を作りなさいということですから、いわば法律の上をなぞるような条例ですよ。

派遣できる相手方についても、この範囲ですよということは、法律並びにそれに基づく政令で決まっているということですね。それをまたなぞったかたちで行うんだけど、その法律で決めているとおり条例で制定し、その条例では規則で相手方を明記しておいてそれからでないといけないと。

今回は社会福祉協議会と株式会社味覚ターミナルですか。それが政令で規定された。規定されたからといってすぐ派遣するものではないという説明がありました。そこまでは間違いのないと思います。

その上でお聞きしますが、法的に町内で派遣可能な団体というのはどういうものがございしますか。

議 長 総務課長

総務課長 お答え申し上げます。資料のほう、当初から提出しなかった部分、配慮が欠けた部分につきましてお詫び申し上げたいと存じます。

その上で今回、ただいま配付した資料の中に、政令というのがありまして、これによりましてここで決められているのは特別の法律を持って決められた法人ということで、先程の法律の中の第2号該当になりますが、こういった中で表されているということでございます。

町内の法的に可能な団体という部分で申し上げますと、産業団体であります漁業協同組合、農業協同組合、号数で申し上げますと13号です。それから41号では商工会、その前に37号で今回お話ししております社会福祉法人でございます。52号の森林組合、71号土地開発公社、97号の農業協同組合。

概要で申し上げましたが、こういった部分が町内に所属する団体というふう

に理解をいたしております。

議 長 1 番

1 番 いま政令の中から拾って読み上げていただいたんですが、一応ですね、提案説明として法の概要まで付けてくれているのでしたらそういうものについてもやはりきちんとした説明をしていただきたいと思いますよ。

いまの説明、医療法人は入らないんですか。それから、これは規則で枠を広げていけば、法的に派遣可能なところについては派遣が可能になるわけですね。すると今回は参考として資料が出てますが、規則だけの改正の場合には議会には全く説明の必要もないですよ。その点については今後どういうふうに取り計らおうと考えていますか。

議 長 総務課長

総務課長 お答え申し上げたいと思います。まず、政令中にあります1号の医療法人であるとか9号の学校法人、95号の農業共済組合。先程申した中から漏れておりました、付け加えていただきたいと存じます。

それから、いわゆる派遣先団体の特定の考え方ですが、おっしゃるとおり今回、法を受けて条例で定めるということになっておりまして、条例中で基本的な絞り込みをした上で規則で個別の先を定めると、この様な考え方でございます。これにつきましては法解釈からしますと定め方につきましては地方公共団体の考え方で定められるということで、手法としましては個別の具体的法人名を上げるということも当然可能ですし、条件を絞込んだ上で規則に委任するというような方法もございます。

おっしゃるように規則のほうの委任というかたちになりますと、執行者たる町長の権限事項になるわけでございます。規則改正によって可能になるということになります。何故規則に持っていったかという部分でございますけれども、当然、職員の派遣制度を使って行うという部分につきましては、公益法人団体等の実際の活動内容であるとか、現状における町の事業との結びつきといった中で考えられるということになっております。

そういったことから実際の運営状況であるとかいうものが非常に左右されてくるわけですし、それらの部分についての判断については、基本的条件を満足した上で派遣すると申しますか、そういう任命権等を有する町長に委ねさせていただいたというのが、今回の考え方でございます。

一方的な部分ということについては、議会に提示なしに決まるのかということでございます。法の制定趣旨からはそうなるものと考えますが、私共何らかのかたちで議会にも事前報告させていただきたい。この様な取扱をさせていただきたいと考えとりますのでよろしくご理解をいただきたいと存じます。

議 長 1 番

1 番 後段についてはよく解りました。前段については指摘を受けてからこれもあったでは、あまりにもお粗末すぎるんです。

法的に派遣する範囲がどこかと、いま、厚岸町に全くないもの。沖縄開発金

融公庫についてどうだろうなんていちいちいう必要はないんだけど、やはり町内に可能性のあるものの可能性ぐらいは、条例制定時にやっておかなきゃならない作業だと思うんですよ。それが、質問を受けてから調べてみてあれもあったこれもあった、また、指示を受けたらあれもあったということではいただけないですな。

もう一点お聞きしますが、条例第7条で、町長以外の任命権者の報告義務について書かれていますね。この場合の法的な構造をご説明いただきたいんですが、派遣主体はどこになるんですか。そして、協定というか契約を結びますが、その時派遣する側というのは、この第7条関係ではどういうかたちになるんでしょうか。

議長

総務課長

総務課長

まず、前段の指定該当法人につきまして、町内にこれだけありますという部分、おっしゃるとおり明確に掴んでいなかったというのが実態でございます。そういった部分ではお詫び申し上げたいと思いますけれども、いずれにいたしましても実際の法人あるいは規則に規定する上では、こういった法律の枠の要件にある部分、例えば町内に限らず、管内的にある団体法人等においても法律上は可能だというふうになってございますので、町内にある部分までは絞り込んでございませんでしたことについてはお詫び申し上げますと存じます。

任命権者の関係でございますが、この流れですが、対象となる法人団体との協定関係については、任命権者との間で協定を結ぶということになってございます。

この際の任命権者といいますのは、地公法上の中で明らかになってきておりますが、一般の本庁等の職員につきましては町長が任命権者ということになっております。ご案内のとおりかと思いますが、それぞれに任命権者がある補助機関といたしましては、議会であるとか監査委員事務局であるとか教育委員会、こういった部分についてそれぞれ任命権者がいるわけでして、こういった任命権者と派遣先団体との取り決めになるということでございます。

それから、報告にあたっては、任命権者が町長のほうに報告を行うという規定内容になってございます。これは、町長以外の任命権者の中での取り決めで職員が派遣されるような場合も想定されます。こういった場合につきましては想定的に、町長としていわゆる地方公共団体の相互調整をして行かなきゃならないというような部分がございます。

そういったことから町長に、任命権者から報告をいただいて当然必要な調整等を行いますし、職員の利益全体にかかることでございますので、そういった記録関係の整理もしておくというような趣旨の中で、報告義務を課している状況でございます。

団体等の関係でございますが、協定の中で派遣された職員の給与の状況であるとか業務従事内容、こういったものを報告いただく。それらを基に任命権者のほうから全体的な部分を網羅したなかで町長に報告するというような条例の規定内容になっておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

（「議長、ちょっと重要な問題になりますのでもう一回だけ」の声）

議長 特に認めます。1 番

1 番 私の聞き間違いなら指摘していただきたいんですが、任命権者が町長でない場合に、その任命権者とその団体、教育委員会であるとか議会であるといった言い方をされましたが、そこと相手方が協定を結ぶんだという言い方をしていますよね。そして、こういうふうにやるんだということで、町長と密接な連携をとらないと全体の均衡ができないからこういう条文があるんだと。

そうすると、教育委員会だとか議会は対外的な意味で法人格を持っているわけですか。対外的な主体としての法人格があるわけですか。

議長 総務課長

総務課長 お答え申し上げたいと思います。いわゆる派遣先、職員を派遣する先という意味から申し上げますと任命権者は町長が任命権者である部門と教育委員会が任命権を持っている部門、議会事務局の場合は議会議長が持っているわけですが、それぞれそういうかたちで地方公共団体の実際の中に任命権者の違いがあります。

それぞれの任命権を持っているところから直接、例えば教育委員会の職員がそういった公共的団体であるとか社会福祉法人であるとか財団法人であるとかそういった関連団体に職員派遣を行うという場合もあり得るかと思います。そうした場合には、任命権を持っている教育委員会と派遣先になる法人との間で契約、取り決めがされて派遣が行われるというかたちに相成ります。

ですから、厚岸町総体としての総合調整を進めるために、任命権者である教育委員会がそういったことが行われている部分について町長に報告を行うというような仕組みになっておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

(「議長、答弁になってない」の声)

議長 休憩します。
(休憩時刻 午後 1 時28分)

議長 再開します。総務課長
(再開時刻 午後 1 時58分)

総務課長 お答えしたいと思います。
この派遣に伴います取り決めをする権限を持つのは、任命権者であるということでございまして、実はこの任命権者が行うんだという規定については、法律の第 2 条にあります規定に基づいて条例でも定めております。

この背景には、職員の身分について権限を持つのはそれぞれの任命権者であると、これは地公法の規定から来ているわけでありまして、そういうようなことから任命権者が、派遣先である法人あるいは団体との取り決めを行って、職員の派遣を行うという制度の仕組みになっておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

それで、今回の社協への職員派遣でございますが、条例の作り方から申し上げますと、町長以外の任命権者に所属する職員が派遣されるというようなケー

スも出てくるかと思います。

こういった場合の現実的な取扱としましては、派遣先法人との密接な関係にある部分、例えばそれが町長との関係で密接な関係であるということだと、現実的にはその職員の任命権を町長の方に移し、その上での派遣取り決め、派遣がされるというような運用システムで運用されていくとこの様になると思いますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 他にございませんか。12番

12番 この「任命権者」という言葉があちこちに出てきますが、これについてもう少し詳しくご説明いただきたい。

各条項にあります、この任命権者はすべて同じものなのか。それから、規則に委任されているものがあるんですが、条文中で規則で定めるものと規定されていますが、委任条項は必要ないんでしょうか。それから、結果的に規則でまた委任条項があるんですよね。そうするとこれはさらにその先に何があるのか、たいていの人は知りたいと思うんですよ。これは何を定めるのか。それについて説明いただきたい。

それから、派遣職員の給与について説明いただきたいんですが、先程の資料で説明されましたが、条例で規定した上で支給できるというふうに説明されておりましたが、今回の派遣職員給与はどのようなかたちで支給されるのか説明をお願いします。

議 長 総務課長

総務課長 任命権者の関係についてお答え申し上げたいと思います。いわゆる「定義」ですが、これは法律の中で先程の広域法人等への派遣法第2条中で、任命権者というのは地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者というような定義付けがされております。条例の任命権者についても当然、法に基づいて規定されておりますので、同意義であるというような押さえ方があります。

地公法第6条ですが、地方公共団体の長、厚岸町でいきますと町長でございます。それから議会議長。選挙管理委員会委員長。代表監査委員。教育委員会。人事委員会であるとか公平委員会がこういった中に入ってきます。それから、一部事務組合であります消防長も任命権者になっております。そのほか条例等で任命権者を位置づけるということも可能でございますし、そのように行われている地方公共団体もあるということでございます。

委任を受けた者という部分もございまして、これは権限の一部を補助機関たる上級の地方公務員に委任することができるという規定もこの地方公務員法にあるということでございます。これらのものが任命権者に該当するという理由でございますのでご理解をいただきたいと存じますし、この条例中、任命権者という言葉がずっと出てきておりますけれども、すべて同一の意味でございます。いま言った代表的なものでは町長であるとか、地公法で定めている任命権者とご理解いただければ結構かと思います。

委任条項の関係でございます。通常は条例から規則への委任条項ということで結構ございます。今回の場合は法律で定めているものを補完するという部分

でありますので、そこに定められている部分を逆に必要部分について規則に委任をしているというかたちになっております。基本的な部分というのは、法律とそれに伴う条例、これ以外には別に規則で委任するというのはここでは出てこないだろうという考え方でございます。ただ、規則中でこのほか必要な事項は町長が定めるという一項目設けております。これは、この条例・規則に基づいて取り決めの締結等を行っていくようなかたちになります。ですから、法律であるとか、条例・規則の枠内で取り決め・締結をしなければならない。そうしたときにこの規定中で読みとれない部分できちんと明確にしなければならない部分だとかいうものが縷々出てくるといことも予想できます。そういったときには町長が別に定めて、任命権者が運用していくというような考え方でございます。

そうしたケースというのは、対派遣先といいましょうか、個々の間で生じることが多いだろうというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

給与の関係ですが、条例第4条で謳い込んでございます。これが、派遣職員に対して給与を支給することができるという根拠となります。それで、今回予定しております社会福祉協議会につきましては、この条項を100%使いましてすべての該当項目の100分の100というような考え方を持っております。

議 長 12番

12番 給与の問題なんですが、今回の派遣に至った経過は解るんですが、どうして給与については100%なのか。本来、社会福祉協議会で抱えていたわけでしょう、この立場にある人を。給与の差額みたいのがあって、それを厚岸町が何とかしようというのであれば全く解らないわけでもないけれども、そうではないってということになると、非常に理解しがたいものになるのではないのかと考えるんですが、その点では如何ですか。

議 長 助役

助 役 社会福祉協議会の事務部門の人件費については、一般会計の社会福祉協議会運営費補助で人件費相当分は満額町補助しておりました。今回はこの派遣をすることから、補助というかたちではなくてこの条例の4条を基に、直接本人に給与として払うという内容であります。

その意図するところは、派遣される職員が不利益を被ってはならないという考え方と、派遣に当たっては、任命権者は、本人の同意を得なければならないという法律上の条項があり、それらを勘案して100分の100というかたちで規定させていただいているものでございます。

議 長 12番

12番 本人の同意ということが結果的には根拠になるのではないかと思うんですが、まだ決まっていないことを先走って決めることは如何なものかなと。

いずれにしても本人に対して不利益にならないように配慮しているのが今回の条例ではないのかというふうに思うんですよ。

そうであるならば、従前の方法でいくのが筋が通るのではないのかなと私は思うんですがその点では如何ですか。

議 長 助役

助 役 今回、上程させていただいている条例の趣旨といたしますのは、従前、公益法人等への派遣については、分限に関する条例の適用をして、休職という扱いで身分等、給与の条件等が不明確であった部分があると。そういうことを解消するために、14年4月1日から、公益法人等への派遣法が制定されていると。

これは、そういう事情で派遣される職員の待遇等についてはきちんと条例を定めて、透明性を確保して派遣すべきであるというのが法律の趣旨であります。今回派遣される職員というのは、公務員としての身分をそのまま保有したかたちで派遣されるという内容でして、そういうことから本人に支給されるべき給与の内容というものをできるだけ明確にしておくべきであろうという考えの基、今回の規定をさせていただいているということでございます。

議 長 他にございますか。3番

3 番 先程、総務課長から、特殊法人、「コンキリエ」を想定して改正したということでしたが、説明の中で私が聞いておったのは、特殊法人に派遣する場合、派遣された職員は退職をして派遣されると。

その場合の身分の関係ですが、「社会保険」に加入しなければならない。さらには、退職金については「共済制度」が適用されるとお聞きしたんですが、通常は退職して違う団体に勤めることになるわけですから、共済制度も当然厚生年金にならないといけないのではないかなと。法的に問題はないのかなと。残る方に片方は共済制度になると。さらには社会保険は健康保険であると。同じいある身分を保障するという部分では、理解できないのでこのへんご説明願います。

次に、先程来、本議案についての制定趣旨、第2条第1項に規定する、規則で定めるものは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会とする。と謳っておるわけですが、なぜいま社会福祉協議会のほうに、いまの厚岸町がこの時期に貴重な職員を派遣しなければならないのか。社会福祉協議会のほうで、当然、想定されてきたはずなんで。なぜ、後継者を育ててこなかったのか。そのへんのことがよく理解できない部分がありました。急に辞めなければならなくなった。これもひとつの理由かも知れませんが、私なりに色々考えましたところ、もっと将来の社会福祉の展望、社会福祉協議会が事業を展開していく中で、3年、本人の同意を得て5年、この短い間でその長たるものも派遣でいいのかどうか。その議論もあったのではなかろうかと想定されるわけでございます。

総務課長、助役からも説明があったわけですが、はっきりと整理ができないわけでございます。人件費の問題をとっても、むしろ民間から安い人件費で広く公募して、将来の厚岸を考えるような人を登用してはどうかとか、いろんな方法があったのではないのかと。

その中での今回の派遣という決断をした経過、経緯というものを簡潔にご説明いただきたい。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。前段の服務、身分保障の部分でございますが、今回配布いたしました資料。制度の資料ですが、職員派遣の場合と、退職派遣の場合。派遣先の形態によって違ってくる。ご説明のとおり、どうしても公務員として持ち合わせている責務であるとかそういう制約等もあり、そうせざるを得ない。しかし、いったからには保障しなければならないという部分が基本的考え方としてございます。

そういう中でどこが違うのかということですが、退職派遣については、保険ですか、そちらの関係のみ社会保険に入らなければならないんだということでございます。

長期掛け金というものは「年金」の関係でございます。年金の積み立てでございます。それから退職金の関係ですが、これらは身分を有したままいく、それから身分を一旦無くしたようなかたちでいく。これらについても同様に特例として扱うということになっております。

そのへんが今回の法の中で、共済の扱いであるとか、退職金の扱いであるとかそういった部分を特例というかたちで、いわゆるずっと公務員という身分でいたんですよと見なすというような扱いがされると、法律の中で規定されているということになりますので、これはいま言いましたように、職員の身分保障をしなければならないということでございます。ほかの一般の職員と差が出ないような取扱をするというかたちになっております。

後段の派遣に至った経過等につきましては助役のほうからお答えさせていただきたいと存じます。

議 長

助役

助 役

今回、社会福祉協議会に町職員を派遣するにあたっては、質問者ご指摘のとおりこの厳しい時代に、人件費等を抑制していかなければ、町の財政は立ちゆかなくなるということはお指摘のとおりであります。

しかしながら、社会福祉協議会といいますのは、従前から営利を目的としている団体ではない。なおかつその事務事業が赤字資質のものである。さらには業種、団体の目的というものが町民の福祉向上のために大いに役立っている。それらはある意味では町の行政事務というものを補完していただいているというような、密接不可分の関係にあるというふうに解釈させていただいております。

提案理由の中で総務課長もご説明申し上げましたが、本来であれば生え抜きの職員を持って事務体制というものを整えていただきたいというのが我々の本心であります。しかしながら、社会福祉協議会の事務体制をみてみますと、年齢構成、経験年数、それらを勘案しますとなかなかそういう状況にはないと。

しからば、いま南谷議員がおっしゃったように公募等の方法もあるのではないということも考えられます。それらの採用方法については、町としてはとやかく申し上げられない。これは社会福祉協議会の人事の問題でありますので、そのへんは社会福祉協議会に委ねる問題であろうとは思いますが、その事務事業等、予算要求であるとか相互調整というものは、要請をいただいた段階ではそれらに精通している職員であればありがたいという話を伺っておりまして、

それらを勘案しまして、人件費等で大変厳しいところでございますけれども、これは福祉に関する事務事業については一生懸命やっていた部分というものは低下させたくないという考えがありまして、この条例を提案させていただき、派遣をしようということで今回上程させていただいているという状況でありますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 3 番

3 番 まず一点目でございます。町の年金関係では法的にはクリアするということなんです。そういうことで間違いありません。

社会保険、厚生年金については過去に業務経験上、通常はセットになってると僕は理解してるんですよ。そこに籍のないものが、町として本人の身分を保障するということは当然あると思うんですよ。ですが、籍にいないものに、町も負担する部分があるわけですから、派遣先に行ってる人間にどうやるのか、そのへんをどうクリアするのかという部分が疑問に思うものですから。

二点目ですが、やはりきちんとこういうことでどうして派遣が必要で、こういうことだからということをもっと明確に出していただきたいと思います。私なりに考えますと、社会福祉協議会のほうで自主性を持って取り組んでいく事業でございますから私がとやかく言うべきことではないんでしょうけれども、やはり、急に辞められる。将来大きな事業をしていく大事な期間でございますから、人員についても自らがしっかり独自性をもって取り組んでいただくよう切望するものであります。

議 長 総務課長

総務課長 通常はセットでなるということはおっしゃるとおりでございます。やはり地方公務員法上の従前のかたちでの扱いの部分というのは矛盾といいますか、実際との矛盾が生じてきた。ということでございまして、この法律を持ってきたとしたルールづくりがされたということが基本でございまして、この法律の7条をちょっとご覧いただきたいのですが、この部分も非常に分かりづらい部分でございまして、中身についてはいまご説明するつもりはございませんけれども、この7条というのは、派遣職員に対します地方公務員共済組合法の特例の部分でございます。

法律の中で従来、セットでなければ入れないといいますか、行った先々の制度に乗らなければならないということになるんですが、こういう派遣に伴う移動等の場合については、従来どおり共済組合等に参加していけますというような部分の法律上の規定がされているということです。これに基づいて適切な扱いがされ、処遇関係での身分保障がされていくということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

なお、掛け金についてもこの特例規定の中で負担のあり方であるとかそういった部分についてもルール化されているということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 助役

助 役 これは社会福祉協議会に何故職員派遣をするのかという説明でありますけれども、この社会福祉協議会の設立目的というものは、社会福祉という事務事業を健全に発達させるために、あるいはそういう活動をすることによって地域福祉を増進させるんだという目的があります。

これらについては、町行政の支援が必要であるという判断の基からこの支援をさせていただくという考えです。

後段にありました事務職員の体制については、町としても社会福祉協議会のほうに申し入れをしていきたいと考えますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 14番 田宮議員

14番 ちょっと気にかかったものですから。今後は法律の6条2項に従って、派遣職員の給与その他のものについては、100分の100以内で支給するという事柄ですね。

いままでどうだったかという、さっき質問でなかったんですが、いままでも町が運営補助金を出していたんだと。変わらないという話だったんですが、私はそうでないと思うんですね。確かに社会福祉協議会というところはお金がないところですから、町のお金がなけりゃ成り立たないような仕組みになっているんですね。

それで、職員給与分は確かに補助として出ますけれども、福祉協議会に勤務する職員は、内部の給与規定に基づいて支給されているわけなんですよ。町がこれだけの給与を上げなさいという性質のものではないんじゃないですか。

議 長 助役

助 役 一部誤解を招くような答弁をしたかと思いますが、おっしゃるとおり町から社会福祉運営費補助ということで出しているのは、社会福祉協議会内部の給与に関する規定に基づく補助要請に基づいて予算措置させていただき、補助金を出させていただいている内容でございます。

先程私が答弁いたしましたのは、以前はどうだったのかという話がありまして、以前は職務専念義務免除というかたちで、例えば厚岸町職員が兼務したりしておりました。その場合については、当たり前の給与支給をさせていただいたという内容であります。

確かにここ最近では、社会福祉協議会の給与に関する規定も、相当厳しい改定がなされてきておりまして、一般職の場合は60歳で定年退職という形をとっておりますけれども、その後の任用にあたってはかなり町の規定よりも厳しい条件で給与が支払われているというのが実態でございますので訂正をさせていただきたいと思います。

(「結構です」の声)

議 長 他にありませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第 8 議案第 3 号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。行財政課長

行財政課長 議案第 3 号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算11回目の提案理由をご説明いたします。

平成15年度厚岸町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億2,012万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億6,481万3,000円とする。

第 2 項、歳入再歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

次ページお開き願います。第 1 表でございます。歳入歳出予算補正ですが、歳入では 3 款、3 項、歳出では 2 款、3 項にわたってそれぞれ 1 億2,012万2,000円の増額補正でありまして、去る 1 月13日、14日、大雪を含め昨年12月から今年 3 月までの除雪経費と、昨年 9 月26日発生しました十勝沖地震における土木施設災害復旧経費及び下水道事業特別会計繰出金にかかります災害査定結果に基づきます予算計上でございます。

なお、床潭・末広間道路、実験所道路、太田・片無去間道路、トライベツ 3 号路の 4 災害復旧事業につきましては、年度内完成ができないため、繰越明許により翌年度に予算を繰り越して使用するものでございます。

それでは事項別により説明させていただきます。7 ページお開き願います。歳入であります。9 款 地方交付税、1 項、1 目地方交付税、特別交付税 6,126万3,000円の増でございます。大雪に伴う除雪及び十勝沖地震災害復旧における一般財源必要額を計上するものでございます。

13款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 11目 災害復旧費国庫補助金 2 節 土木施設災害復旧費補助金 4,715万9,000円の増、

20款 町債 1 項 町債 9 目 災害復旧債 2 節 土木施設災害復旧債 1,170万円の増、それぞれ節説明欄記載のとおりでございますが、災害査定の結果、4 道路事業が補助災害事業として決定されたものでございます。

次ページをお開きください。次に歳出であります。

7 款 土木費、2 項 道路橋梁費、3 目 除雪対策費、6,103万2,000円の増でありまして、1 月13、14日の大雪を含め、昨年12月から現在までの除雪経費さらに 3 月までの経費を見込みましての計上でございます。

4 項 都市計画費、3 目 下水道費、13万1,000円の増で、下水道特別会計で説明いたします。

10款 災害復旧費、2 項 土木施設災害復旧費、1 目 道路橋梁災害復旧費、5,895万9,000円の増で、内訳は床潭・末広間道路災害復旧事業4,188万8,000円の増で復旧延長746メートルに、路盤舗装、アンカー歩道縁石工U字側溝を行うものであります。さらに実験所道路災害復旧事業といたしまして、425万4,0

00円の増、復旧延長70メートル、張り芝路盤舗装工を行うものであります。12ページをお開きください。太田・片無去間道路災害復旧事業321万6,000円の増でございまして、復旧延長70メートルに張り芝路盤舗装工を行うものでございます。さらにトライベツ3号道路災害復旧事業960万1,000円の増でございまして、復旧延長88メートルの盛り土、張り芝路盤舗装工防護策土留め工を行うものであります。以上で歳出を終わります。1ページにお戻り願います。

第2条 繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。3ページお開きください。第2表繰越明許費でございます。平成15年度から平成16年度へ予算を繰り越すものでございまして、10款 災害復旧事業、2項 土木施設災害復旧費、事業名としまして床潭・末広間道路災害復旧事業、金額4,188万8,000円、実験所道路災害復旧事業、425万4,000円、太田・片無去間道路災害復旧事業、321万6,000円、トライベツ3号道路災害復旧事業960万1,000円、計5,895万9,000円でございます。

再び1ページへお戻り願います。3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は第3表地方債補正によるものでございます。4ページをお開き願います。第3表地方債補正でございます。変更でございます。災害復旧事業1,170万円の増で、4,390万円とするものでございます。起債方法、利率、償還方法につきましては変更ございません。

5ページをお開き願います。地方債に関する調書補正でございます。一番下の欄をご覧いただきたいと思いますが、14年度現在高としまして130億4,699万4,000円でございます。今回補正額1,170万円を増額し、年度内発行額は、11億7,760万円となります。15年度末見込額は、126億3,783万6,000円となるものでございます。以上を持ちまして議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより本案についての質疑を行います。9番。

9番 まず第一点めは特別交付税についてお伺いいたします。当初予算案は3億1,300万程度でしたが、今回の補正で3億7,470万になるわけですが、平成15年度の見込額はどのくらいになるのか。

次に起債ですが、この償還はどういうふうになるんですか。全部交付税で賄われるわけではないんでしょう。利率と交付税の見方についてもお伺いいたします。全部災害復旧債ですからね。

議 長 行財政課長

行財政課長 特別交付税の見込みですが、平成14年度交付額につきましては、4億9,358万4,000円ということでありまして、今年度交付税につきましては7.5%の減ということで、国からも標準的な見方をしなさいということになっております。

そういたしますと、2億5,600万円程度になるのかなあと考えております。今回の大雪含めまして、道を通じ国に要望してるわけでありましてけれども、基本的には要望としましては、地震災害を受けているまた雪の災害も受けている立場からして、前年度並みの要望として出しているという状況であります。

ですから、今回6,126万3,000円を予算計上しておりまして、3億7,400万円

程度を今回の特別交付税を組んだことになりますけれども、これからの3月補正予算もございますのでそういう意味での留保財源といたしましては、7.5の減として考えますと、8,000万円程度の留保財源は持っているものと考えます。これも、決定が3月中旬でなければ決まりませんので、これを3月当初の補正予算で組めるのかということとまた調整しなければならないことかと考えております。

それと、災害復旧事業でございます。今回の部分につきましては繰越明許費で翌年度繰り越ししますが、現年度債としての取扱をいたします。ですから、交付税の発行額の算入の100%がされるという状況になってございまして現年債の扱いということでございます。

レートなんですけれども、この借入含めて、明許の扱いになりますので現段階で明確な答弁ができ得ないのが状況ですが、いま10年債のレートは1%前後で動いておりますけれども、借りる時期によっては明確にできないという実態です。ご理解をいただきたいと存じます。

議 長 9 番

9 番 起債は災害復旧事業だから、どの程度認めてもらえるのかどうかさ。それを聞いたんです。

利率は1%程度ですね。

私はね、それからその特別交付税、苦し紛れの不特定財源をここに掲げたのかなと、そういう気もしたものですからこんな質問をしたんですけれども、いまの課長の答弁を聞くと、十分な財源があるということですんで、安心したわけなんですけれども、やはりそういう予算を組んでもらいたいということです。

それから、その起債のそれを再度教えてください。

議 長 行財政課長

行財政課長 今回の補正予算ですが、特に中身自体が除雪と災害復旧事業ということで、これは臨時的経費でございます。特別交付税の要件にも合致するわけでございまして、そういう意味で普通交付税も若干残っておるわけでございますけれども、この内容としては特別交付税でこの経費に充てるということで、我々としてはアピールする立場もございますので、特別交付税を組ませていただいたという内容でございます。

町債、災害復旧事業債、ちょっと私100%と申しましたが、95%、制度が動いておりまして95%が交付税でみられると思っていただいて結構だと思います。償還金の95%でご理解願えれば結構だと思います。以上です。

議 長 9 番

9 番 まあ、差し出がましいといいますが、釈迦に説法といいますが、相当今後の予算編成においては苦しい状況になると思うんです。ですが、不特定財源を一時的にも予算に計上するというようなことは、できるだけ慎んでいただきたい。予算編成の上ではそういう場合もあると思いますよ。全然見込みが無くても地方交付税がもっと来るんだという考えの基に一時的に組むと。そして3月ま

でに補正すればいいという考え方もあってしかるべきだとは思いますが、できるだけそういうことのないような堅実予算を組んでいただければと思います。

財政事情が相当厳しいんで、そういうことを特に要望しておきます。以上です。

議長 行財政課長

行財政課長 質問者おっしゃいますことを肝に銘じながら予算編成してまいりますけれども、今回の特別交付税につきましては決して架空財源を組んだわけではないことだけはご理解をいただきたいと存じます。

議長 他にありませんか。14番

14番 いま、災害補助率はいくらですか。それから、除雪対策なんですが、今回計上の6,103万2,000円というのはいつの時点での計上ですか。今後の降雪については見ているんでしょうか。それから、床潭・末広間道路災害復旧事業であります。約4,200万ですね。これは契約としては議会には上がってまいりませんのでここでの審議で終わりなんですね。少し具体的にご説明いただきたいと思っています。

議長 建設課長

建設課長 お答えもうしあげます。公共事業債補助率は80%です。それから、除雪の関係ですが、今回補正させていただいたのは一応、3月までの見込みということで押さえていただきたいと思います。現実的に既に正月開けて8日、9日とさらには13、14それ以降という中では確定している委託料関係だけでも燃油費含めて約4,500万ほど使ったということで、一応3月末、あくまでも自然ですから何とかこれで持つだろうという想定の中で計上させていただいております。

それから、床潭・末広間道路としては事業としてはひとつですけれども場所的には二つの工事になります。

既に改良を終えた、一番ひどいのは擁壁のあるピリカウタの地区、あの辺の亀裂についてはいまも通行止めしてますけれども、それらについては基本的には擁壁の前にアンカーをうち、補強するという手法。

さらにはその部分の道路の原型復旧というのがひとつの内容になります。

もう一つは延長483メートルなんですが、ちょうど床潭神社から向こうへいく歩道が段差を生じてます。それらの改修工事関係。その二つの工事がこの床潭・末広間道路では行われるということでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声)

議長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第9 議案第4号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。行財政課長

行財政課長 ただいま上程いただきました議案第4号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算5回目の提案理由をご説明いたします。

 平成15年度厚岸町の下水道事業特別会計の補正予算は次に定めるところによる。

 第1条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ724万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億19万7,000円とする。

 第2項、歳入再歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

 次ページをお願いします。第1表でございます。歳入歳出予算補正ですが、歳入では3款、3項、歳出では1款、1項にわたってそれぞれ724万6,000円の減額補正でありまして、一般会計同様、昨年9月26日発生しました十勝沖地震における下水道施設災害復旧経費の災害査定結果に基づきます予算計上でございます。

 なお、公共下水道施設補助災害復旧事業につきましても、年度内完成ができないため、繰越明許により翌年度に予算を繰り越して使用するものでございます。

 それでは事項別により説明させていただきます。7ページをお願いします。歳入であります。3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、2目 災害復旧費国庫補助金、1節 下水道施設災害復旧費補助金、587万7,000円の減。災害査定による減額であります。

 5款 繰入金、1項、1目 一般会計繰入金、13万1,000円を増額いたしまして、2億7,075万4,000円とするものでございます。

 7款 町債、1項 町債、2目 災害復旧債、1節 下水道施設災害復旧債、150万円の減でございます。説明欄には昨年12月の補正において公共下水道施設災害復旧事業債として補助・単独分含め予算計上いたしましたが、補助災害の決定に伴い、区分をしたものでございます。次ページをお願いします。

 次ページをお願いします。次に歳出であります。

 2款 災害復旧費、1項、1目 下水道施設災害復旧費、724万6,000円の減でございます。災害査定によります事業決定によるものでございます。工事請負費としまして、住の江汚水幹線、52,000円の減、湾月町横1の通り污水管、178万6,000円の減、湾月町横8の通りほか4污水管、357万円の減、梅香町公住2の通り污水管、49万3,000円の減、奔渡公住東通污水管、104万円の減が主な内容でございます。以上で歳出を終わります。1ページに戻ります。

第2条 繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる金額は、第2表繰越明許費によるものでございます。3ページお開きください。第2表繰越明許費でございます。平成15年度から平成16年度へ予算を繰り越すものでございまして、2款 災害復旧費、1項 下水道施設災害復旧費、事業名としまして公共下水道施設災害復旧事業、金額7,127万8,000円でございます。

再び1ページへお戻り願います。3条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。4ページをお開き願います。第3表地方債補正でございます。変更でございます。災害復旧事業150万円を減額いたしまして、1,890万円とするものでございます。起債方法、利率、償還方法につきましては変更ございません。

5ページをお開き願います。地方債に関する調書補正でございます。一番下の欄をご覧くださいと思います。14年度現在高としまして35億8,514万2,000円でございます。今回補正額150万円を減額し、年度内発行額は、1億5,420万円となります。15年度末見込額は、35億9,596万7,000円となるものでございます。以上を持ちまして議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声)

議長 無ければ質疑を終わります。お諮りします。討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第10 議案第5号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。行財政課長

行財政課長 ただいま上程いただきました議案第5号 平成15年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算3回目の提案理由をご説明いたします。

平成15年度厚岸町の介護サービス事業特別会計の補正予算は次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によるものでございます。次ページをご覧ください。

第1表債務負担行為の補正であります。追加でございます。事項といたしまして、心和園、デイサービスセンター給食業務委託に関する債務負担。

期間は平成16年度。限度額は3,936万円でございます。これにつきましては今年度、町立厚岸病院に引き続きまして平成16年4月1日から心和園及びデイサービスセンターにおける適切な調理と良質にて変化のある食事、柔軟な調理

体制及び人件費含め、給食コストの低減を求めまして給食業務の民間委託を行うにあたり、事前準備を行うにあたり委託業者を選定し業務を進める必要から、債務負担行為補正を行うものであります。次ページをお開き願います。調書がありますのでご参照願います。以上を持ちまして大変雑ぱくな説明でございますけれども、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。8番

8 番 約4,000万の経費ですね。大きい額ですが、この債務負担に係る経費の内訳はどうなっているのかお知らせください。

議 長 特老ホーム施設長

特老施設長 お答え申し上げます。人件費ですね。調理は既設の施設で行いますから、それにかかる職員については、概ね1860万円程度。それから、食材費につきましては年間で1,880万程度を見込んでおります。

議 長 8 番

8 番 4月1日からということですが、これは新年度では間に合わないということで事前に確保しておかなければならないということなんですか。

議 長 特老ホーム施設長

特老施設長 実際業務をやっていたくのは4月1日なんです、やはり事前に業者選定をしなければいけません。

これは当然入札して確定するわけですが、業者においても職員採用であるとか食材費の確保などの準備作業があります。その業務を年度内に済ませておかなければ、4月1日のスタートが困難である状況から、今回の上程をお願いしているところでありますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 8 番

8 番 事前準備とのことですが、合わせて職員採用等の話をされましたが、委託するとなると現在いる方は、その会社に採用されるのかどうか。そのへんのところはどのなんですか。人、物、金がスムーズに行くように今回補正を出されていると思うんですがそのへんのところはどのなんですか。

議 長 特老ホーム施設長

特老施設長 現在、厨房部門には、心和園には4名の嘱託、デイサービスセンターで1名の嘱託がおります。

そのほかに、1年契約の臨時職員、それからパートの職員がおりますが、これらの職員につきましては、3月で期限切れになりますので問題ないとしても、

嘱託職員の5名につきましては、定数外職員には定数外職員なわけですが、町の規定で職員に準じた扱いをされている職員であります。当然共済組合にも加入しておりますから。その業者に移行するとしても業者の考えで不利益になってはいけないということもありますから、そのへんは理事者とも相談しているわけでありますが、その方については、人事異動による配置換えの可能性が大きいのではないかと私は考えております。

議 長 助役

助 役 補足させていただきますが、現在心和園の4名とデイサービスセンターの1名の嘱託職員につきましては、人事異動で引き続き働いていただくと。要するに職場を変えていただくという考えでおります。

議 長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声)

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。よって平成16年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時47分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年2月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員